

# 実行団体の「事業期間の延長」について

令和 4 年 10 月 12 日  
内閣府 休眠預金等活用担当室

# 目次

- 休眠預金等活用制度における事業期間の取り扱いに関する規定 . . . P.1
- 事業期間の延長のこれまでの議論 . . . . . P.2
- 実行団体の中間評価について . . . . . P.3
- 対応案 . . . . . P.4

# 休眠預金等活用制度における事業期間の取り扱いに関する規定

○基本理念等において、休眠預金等に係る資金の活用に当たっては、**一定の期間を区切った支援を行い、休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まない仕組みを構築**としている。

|                            |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国会                         | 法律   | <p>(休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念)</p> <p>第十六条 略</p> <p>2 休眠預金等交付金に係る資金は、民間公益活動の<u>自立した担い手の育成</u>に資するとともに、・・・活用されるものとする。</p> <p>5 休眠預金等交付金に係る資金の活用に当たっては、<u>複数年度にわたる民間公益活動に対する助成等</u>、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進するための<u>成果に係る目標に着目した助成等</u>その他の効果的な活用の方法を選択することにより、民間の団体の創意と工夫が十分に発揮されるように配慮されるものとする</p>                                                                                                                                                                                                                              |
| 政府                         | 基本方針 | <p>第2 休眠預金等に係る資金の活用に関する基本的事項</p> <p>1. 休眠預金等に係る資金の活用に当たっての基本原則</p> <p>法第16条で定められている休眠預金等に係る資金の活用に関する基本理念等を踏まえ、休眠預金等に係る資金の活用に当たっての基本原則を以下のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">略</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(3) 持続可能性</p> <p>民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間の資金を自ら調達できる環境の整備に資するよう休眠預金等に係る資金を活用し、社会の諸課題が自律的かつ持続的に解決される仕組みを構築する。</p> </div> <p>民間公益活動の自立した担い手を育成するため、指定活用団体及び資金分配団体においては、民間公益活動を行う団体との間で達成すべき成果と支援の出口について事前に合意した上で、<u>一定の期間を区切った支援を行うこととし</u>、休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組みを構築する。</p> |
| J<br>A<br>N<br>P<br>I<br>A | 業務規程 | <p>第2章 資金分配団体に対する助成<br/>(助成の方針)</p> <p>第6条 1～6 (略)</p> <p>7 機構は、<u>資金分配団体に対して複数年度にわたる助成を行うことができる</u>。その助成の期間は資金分配団体として選定された日から3年後の日が属する年度の末日までとする。機構は、各事業年度に採択する助成事業について、助成期間を通じた助成限度額を収支予算に定めるとともに、その限度額の範囲内において、各年度の収支予算に当該年度に係る助成額を計上する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

- 休眠預金への依存を生まないために一定の助成期間を設けた制度となっているが、**事情によっては、事業期間の延長を可能とすべき**との現場からの要望がある。

## 課題

- 2019年度通常枠採択事業の事業期間が終了する時期が到来する。⇒ 今後延長の希望が出てくる可能性
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて計画通り事業が進まなかった実行団体が一定数ある。

## 現場からの声

- 3年間の事業期間のうち、最初の半年程度は規程類の整備に消費されることから、半年から1年程度事業期間を延長すべき。また、予算の消化等が計画通り進まなかった場合にも、理由により事業期間の延長を可能とすべき。（資金分配団体）
- 立ち上げて間もない団体では3年で自立は難しい。（実行団体）

# 実行団体の中間評価について

○2019年度事業（通常枠）の中間評価では、事業終了時の目標（短期アウトカム）について、**9割近くの実行団体がおおむね達成できる見込み以上の評価。**

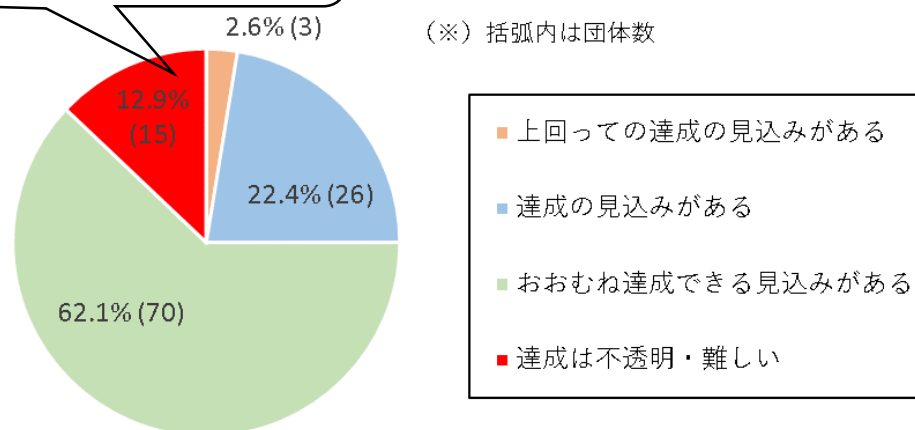
○他方で、**12.9%が達成は不透明・難しいと評価。**

○達成が不透明・難しいとの評価をした団体の理由は、15団体のうち**11団体が新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当初の事業計画どおりに事業を実施できなかった**というもの。

## 実行団体（2019年度採択・通常枠）の中間評価における短期アウトカムの達成見込み

うち11団体が新型コロナウイルスの影響を理由に挙げている

(※) 括弧内は団体数



(注) 短期アウトカムとは、事業終了時までには達成することを目指す目標

## 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により目標達成が不透明・困難とした団体の理由

- 定期的な活動を取り組むには至らず**単発的なイベントに終始**している。
- プログラムの実施に至らず、**計画の変更が必要**になった。
- **一部の活動を自粛している状況で大幅に遅延**している。
- 周知、情報共有のためのイベント、セミナーの開催には、オンラインも併用しているがWIFI環境等課題がある。
- 定例会議の開催が困難な時期が続き、また支援者養成のための講座が開催できなかった。  
等

- 一定の期間（最長3年間）を区切った支援により、①**休眠預金に依存した団体を生まない仕組みを構築するとの理念は、なお重要であること**、②中間評価においては**大多数の団体が目標達成を見込んでいることを踏まえ、事業期間の一律の延長は行わないことが適当**。
- ただし、**コロナ禍の影響による事業進捗の遅れについては、別途、配慮をする必要があると考えられることから、特例的に延長申請を容認して良いのではないか**。
- そのうえで、その他の遅延理由による延長申請については、**どういった要件の下であれば延長を容認することができるか**。
- 詳細については、下掲のイメージに即して今後具体的に検討。

【イメージ図：事業期間の延長が容認される場合】

